

高等学校等通学費補助制度の拡大について

1 概要

高等学校等通学費補助制度につきましては、通学費に係る保護者の経済的な負担の軽減と、路線バスの利用促進を図ることを目的とし、1年間の通学バス定期券代が10万円以上となる区間を利用する高校生等の保護者に対し、その定期券代の一部を補助しています。

本制度の目的の達成を目指し、市長が掲げる公約の一つである「切れ目のない子育て支援」の取り組みとして、飯能市高等学校等通学費補助金の補助内容の拡大を行います。

2 改正概要

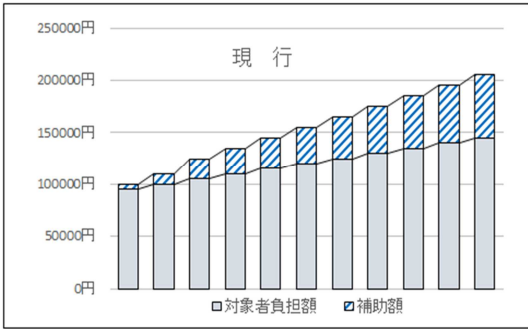
(1) 対象範囲の拡大

	現 行	改正後
対象者	1年間の通学バス定期券購入額が10万円以上の学生の保護者	1年間の通学バス定期券購入額が 6万円以上 の学生の保護者または学生本人
支給期間	中学校に通学する場合は小学校卒業後3年まで、高等学校等に通学する場合は中学校卒業後3年まで	対象者が定期券を購入できる期間 (中学校、高等学校、大学、専門学校、専修学校、各種学校等に通学する期間)

(2) 補助金額の拡大

	現 行	改正後
補助金額	定期券購入額に伴って段階的に逡増した保護者負担額を差し引いた額	定期券購入額から対象者負担額 (6万円) を差し引いた額

【現 行】



【改正後】

